

ルールを守って、安全!安心! 自転車ライフ

自転車安全利用五則

令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

みんなで守ろう
自転車安全利用五則



令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されています。

「自転車指導啓発重点地区・路線」の設定

埼玉県警察では、自転車指導啓発重点地区・路線において、重点的・計画的に自転車通行空間の整備、啓発活動及び指導取締りを推進しています。

安全運転



自転車指導啓発重点地区・路線について



埼玉県警察本部交通部交通総課の
ツイッターへ今すぐアクセス！

バーコード読み取り機能のあるスマートフォンで
右の二次元バーコードを読み取ってください。



埼玉県警察本部交通部交通総課 @spp_koutusoumu

埼玉県警察本部交通部交通総務課が運用するアカウントです。
本アカウントでは交通事故防止に関する情報や交通イベントなどの情報を発信します。
緊急の通報は110番、相談等は最寄りの警察署、交番又は#9110をご利用ください。

パソコンからもご覧になれます

https://twitter.com/spp_koutusoumu



埼玉県交通事故

ハザードマップ2023

目次

人身交通事故発生マップ	2	3
交通事故発生状況	4	
交差点・二輪車の交通事故防止	5	
高齢者交通事故発生マップ	6	7
高齢者の交通事故防止	8	
歩行者の交通事故防止	9	
自転車交通事故発生マップ	10	11
自転車の交通事故防止	12	
飲酒運転の根絶	13	
子供・高校生の交通事故防止	14	
貨物自動車の交通事故防止	15	
自転車安全利用五則	16	



(一財)埼玉県交通安全協会・(一財)埼玉県交通教育協会・(一社)埼玉県指定自動車教習所協会・(一社)埼玉県安全運転管理者協会
埼玉県警察本部交通総務課